

事務連絡
平成17年3月7日

各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
文部科学省各施設等機関施設担当部課
日本学士院施設担当部課
日本芸術院施設担当部課
各独立行政法人施設担当部課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県教育委員会施設主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について

学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来から、「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について（通知）」（昭和62年11月11日付け62国施指第4号）、「吹き付けアスベスト（石綿）粉じん飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について（通知）」（昭和63年7月9日付け63国施指第4号）及び「学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について」（平成15年10月31日付け事務連絡）等により適切な対応をお願いしてきているところであります。

今般、厚生労働省では、石綿について、平成16年10月1日にクリソタイル（白石綿）等の石綿を含有する石綿セメント円筒等の製品の製造等が禁止されたことに伴い、石綿による健康障害防止のための従来の規定であった「特定化学物質等障害予防規則」の充実ではなく、新たに別の規則を制定することとし、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）が平成17年2月24日に公布され、平成17年7月1日から施行されることとなりました。

本省令では、石綿対策について、事業者（学校の設置者等を含む）が講じるべき措置等が規定されています。

については、別紙のとおりアスベスト（石綿）対策に関する留意事項を取りまとめましたので、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

さらに、このことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会又は所轄の学校及び学校法人等に対しても周知徹底されるよう併せてお願いいたします。

担当：文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課指導第二係
TEL：03-5253-4111（内線2292）

学校等におけるアスベスト（石綿）対策に関する留意事項

(特定石綿等を製造し、若しくは、取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に係るものを除く)

1. 学校等の設置者としての責務（新たに「石綿障害予防規則」で明文化）

学校等の設置者は、学校施設等に吹き付けられた石綿等が損傷や劣化等により飛散等のおそれがあるときは、当該石綿等の除去・封じ込め・囲い込み等の措置を講じなければならない。

第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置

第二節 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。

2. 発注者・注文者としての責務（新たに「石綿障害予防規則」で明文化）

建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に対し、当該建築物等における石綿等の使用の状況を通知するよう努めなければならない。

また、建築物等の解体等の作業を行う注文者は、この省令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置

第一節 解体等の業務に係る措置

(石綿等の使用の状況の通知)

第八条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(建築物の解体工事等の条件)

第九条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

※ () 内は、石綿障害予防規則（平成17年2月24日 厚生労働省令第21号）の抜粋。省令の全文は、厚生労働省のホームページに掲載 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>)

3. 除去工事等の実施に係る留意点

除去工事等の実施にあたっては、アスベストの環境大気中への排出抑制等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の大気保全部（局）等関係部局と十分連絡調整のうえ、適切な作業を行うこと。

また、既存建築物へ施工された吹付けアスベストに関する調査・診断方法及び粉じんの飛散防止の処理方法については、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（日本建築センター）や「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」（環境省）等を参考として適切に行うこと。

（主な関連法令）

労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号 最終改正：平成16年12月1日）

労働安全衛生法施行令

（昭和47年8月19日政令第318号 最終改正：平成15年12月19日）

石綿障害予防規則（平成17年2月24日 厚生労働省令第21号）

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号 最終改正：平成16年6月9日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和45年法律第137号 最終改正：平成16年12月1日改正）

（主な参考文献等）

既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説

日本建築センター 平成4年7月

建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について

環境省環境管理局大気環境課 平成13年3月

（環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-4.html>）